

## 北海道電力ネットワーク管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 総則 第3条 用語の定義 19項

#### （変更前）

#### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

#### （変更後）

#### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

### 附則第1項

#### （変更前）

本約款は、2021年10月1日から実施します。

#### （変更後）

本約款は、2023年1月1日から実施します。

### 別紙1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

#### （変更前）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

#### （変更後）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

## 北海道電力ネットワーク管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 別紙2 燃料費調整 1. 燃料費調整額の算定 (2) 燃料費調整単価

#### (変更前)

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X および Y は別表に定めるものとします。

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回り、かつ、基準価格 Y 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

- (c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が Y 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (Y - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

#### (変更後)

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格 (円)} - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

北海道電力ネットワーク管内

【変更詳細】(下線部が変更箇所となります。)

別紙2 燃料費調整 3.燃料費調整額

(下線部を削除)

項目		値
係数	$\alpha$	0.4699
	$\beta$	0.7879
燃料価格	X	37,200 円
	<u>Y</u>	<u>55,800 円</u>
基準単価 (1 キロワット時につき)		19 銭 7 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

別紙3 契約種別および電気料金

(下記要領での変更を実施)

シンフォニープラン S 従量電灯 B、シンフォニープラン S 従量電灯 C、シンフォニープラン L 従量電灯 L 及びシンフォニープラン S 低圧電力の廃止に伴い、これらのプランに関する記載をいずれも削除いたします。

## 東北電力ネットワーク管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 総則 第3条 用語の定義 19項

#### （変更前）

#### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

#### （変更後）

#### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

### 附則第1項

#### （変更前）

本約款は、2021年10月1日から実施します。

#### （変更後）

本約款は、2023年1月1日から実施します。

### 別紙1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

#### （変更前）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

#### （変更後）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

## 東北電力ネットワーク管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 別紙2 燃料費調整 1. 燃料費調整額の算定 (2) 燃料費調整単価

#### （変更前）

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X および Y は別表に定めるものとします。

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回り、かつ、基準価格 Y 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

- (c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が Y 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (Y - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

#### （変更後）

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格 (円)} - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

## 東北電力ネットワーク管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 別紙2 燃料費調整 3. 燃料費調整額

（下線部を削除）

項目		値
係数	$\alpha$	0.1152
	$\beta$	0.2714
	$\gamma$	0.7386
燃料価格	X	31,400 円
	<u>Y</u>	<u>47,100 円</u>
基準単価 (1 キロワット時につき)		22 銭 1 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

### 別紙3 契約種別および電気料金

（下記要領での変更を実施）

シンフォニープラン S 従量電灯 B、シンフォニープラン S 従量電灯 C 及びシンフォニープラン S 低圧電力の廃止に伴い、これらのプランに関する記載をいずれも削除いたします。

## 東京電力パワーグリッド管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 総則 第3条 用語の定義 19項

#### （変更前）

#### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

#### （変更後）

#### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

### 附則第1項

#### （変更前）

本約款は、2021年10月1日から実施します。

#### （変更後）

本約款は、2023年1月1日から実施します。

### 別紙1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

#### （変更前）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

#### （変更後）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

## 東京電力パワーグリッド管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 別紙2 燃料費調整 1. 燃料費調整額の算定 (2) 燃料費調整単価

#### （変更前）

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X および Y は別表に定めるものとします。

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回り、かつ、基準価格 Y 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

- (c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が Y 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (Y - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

#### （変更後）

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格 (円)} - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

東京電力パワーグリッド管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

別紙2 燃料費調整 3. 燃料費調整額

（下線部を削除）

項目		値
係数	$\alpha$	0.1970
	$\beta$	0.4435
	$\gamma$	0.2512
燃料価格	X	44,200 円
	<u>Y</u>	<u>66,300 円</u>
基準単価 (1 キロワット時につき)		23 銭 2 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

別紙3 契約種別および電気料金

（下記要領での変更を実施）

シンフォニープラン S 従量電灯 B、シンフォニープラン S 従量電灯 C 及びシンフォニープラン S 低圧電力の廃止に伴い、これらのプランに関する記載をいずれも削除いたします。

## 中部電力パワーグリッド管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 総則 第3条 用語の定義 19項

#### （変更前）

#### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

#### （変更後）

#### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

### 附則第1項

#### （変更前）

#### 1 本約款の実施期日

本約款は、2021年10月1日から実施します。

なお、2021年10月1日より前に本契約に基づき当社から電気の供給を受けているお客さまの電気料金については、同年11月分の電気料金から本約款を適用します。

#### （変更後）

#### 1 本約款の実施期日

本約款は、2023年1月1日から実施します。

なお、2023年1月1日より前に本契約に基づき当社から電気の供給を受けているお客さまの電気料金については、同年2月分の電気料金から本約款を適用します。

### 別紙1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

#### （変更前）

- 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

## 中部電力パワーグリッド管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### （変更後）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

## 別紙2 燃料費調整 1. 燃料費調整額の算定 (2) 燃料費調整単価

### （変更前）

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。なお、燃料価格 X および Y は別表に定めるものとします。

- (a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回り、かつ、基準価格 Y 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{(\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価}}{1,000}$$

- (c) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が Y 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{(Y - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価}}{1,000}$$

### （変更後）

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

- (a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を上回る場合

## 中部電力パワーグリッド管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{(\text{平均燃料価格 (円)} - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価}}{1,000}$$

### 別紙2 燃料費調 3.燃料費調整額

（下線部を削除）

項目		値
係数	$\alpha$	0.0275
	$\beta$	0.4792
	$\gamma$	0.4275
燃料価格	X	45,900 円
	<u>Y</u>	<u>68,900 円</u>
基準単価 (1 キロワット時につき)		23 銭 3 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

### 別紙3 契約種別および電気料金

（下記要領での変更を実施）

シンフォニープラン S 従量電灯 B、シンフォニープラン S 従量電灯 C 及びシンフォニープラン S 低圧電力の廃止に伴い、これらのプランに関する記載をいずれも削除いたします。

## 北陸電力送配電管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 総則 第3条 用語の定義 19項

#### （変更前）

#### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

#### （変更後）

#### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

### 附則第1項

#### （変更前）

本約款は、2021年10月1日から実施します。

#### （変更後）

本約款は、2023年1月1日から実施します。

### 別紙1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

#### （変更前）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

#### （変更後）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

## 北陸電力送配電管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 別紙2 燃料費調整 1. 燃料費調整額の算定 (2) 燃料費調整単価

#### (変更前)

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X および Y は別表に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回り、かつ、基準価格 Y 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が Y 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (Y - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

#### (変更後)

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格 (円)} - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

## 北陸電力送配電管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 別紙2 燃料費調整 3. 燃料費調整額

（下線部を削除）

項目		値
係数	$\alpha$	0.2303
	$\beta$	1.1441
燃料価格	X	21,900 円
	<u>Y</u>	<u>32,900 円</u>
基準単価 (1 キロワット時につき)		16 銭 1 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

### 別紙3 契約種別および電気料金

（下記要領での変更を実施）

シンフォニープラン S 従量電灯 B、シンフォニープラン S 従量電灯 C 及びシンフォニープラン S 低圧電力の廃止に伴い、これらのプランに関する記載をいずれも削除いたします。

## 関西電力送配電管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 総則 第3条 用語の定義 19項

#### （変更前）

#### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

#### （変更後）

#### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

### 附則第1項

#### （変更前）

本約款は、2021年10月1日から実施します。

#### （変更後）

本約款は、2023年1月1日から実施します。

### 別紙1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

#### （変更前）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

#### （変更後）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

## 関西電力送配電管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 別紙2 燃料費調整 1. 燃料費調整額の算定 (2) 燃料費調整単価

#### （変更前）

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X および Y は別表に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回り、かつ、基準価格 Y 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が Y 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (Y - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

#### （変更後）

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格 (円)} - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

### 別紙2 燃料費調整 3. 燃料費調整額

#### （下線部を削除）

##### (1) 低圧電力

低圧電力に適用する燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2)によって算定された燃料

## 関西電力送配電管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

別表：燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	<u><math>\alpha</math></u>	<u>0.2985</u>
	<u><math>\beta</math></u>	<u>0.2884</u>
	<u><math>\gamma</math></u>	<u>0.4300</u>
燃料価格	<u>X</u>	<u>40,700 円</u>
	<u>Y</u>	<u>61,100 円</u>
<u>基準単価（※）</u> <u>（1 キロワット時につき）</u>		<u>21 銭 4 厘</u>

※ 上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

### (2) その他の契約種別

前記(1)以外の契約種別に適用する燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。ただし、最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量（1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいい、以下同様とします。）までは、最低料金が適用される燃料費調整単価とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

## 関西電力送配電管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

別表：燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	$\alpha$	0.0140
	$\beta$	0.3483
	$\gamma$	0.7227
燃料価格	X	27,100 円
	<u>Y</u>	<u>40,700 円</u>
基準単価（※1） （1 キロワット時につき）		16 銭 5 厘（※2）

（※1）上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

（※2）最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、2 円 47 銭 5 厘とします。

別紙 3 契約種別および電気料金

（下記要領での変更を実施）

シンフォニープラン S 従量電灯 A、シンフォニープラン S 従量電灯 B 及びシンフォニープラン S 低圧電力の廃止に伴い、これらのプランに関する記載をいずれも削除いたします。

## 中国電力ネットワーク管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 総則 第3条 用語の定義 19項

#### （変更前）

#### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

#### （変更後）

#### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

### 附則第1項

#### （変更前）

本約款は、2021年10月1日から実施します。

#### （変更後）

本約款は、2023年1月1日から実施します。

### 別紙1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

#### （変更前）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

#### （変更後）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

## 中国電力ネットワーク管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 別紙2 燃料費調整 1. 燃料費調整額の算定 (2) 燃料費調整単価

#### （変更前）

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X および Y は別表に定めるものとします。

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回り、かつ、基準価格 Y 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

- (c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が Y 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (Y - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

#### （変更後）

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格 (円)} - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

中国電力ネットワーク管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

別紙 2 燃料費調整 3. 燃料費調整額

（下線部を削除）

項目		値
係数	$\alpha$	0.1543
	$\beta$	0.1322
	$\gamma$	0.9761
燃料価格	X	26,000 円
	<u>Y</u>	<u>39,000 円</u>
基準単価（※1） （1 キロワット時につき）		24 銭 5 厘（※2）

（※1） 上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

（※2） 最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、3 円 68 銭 0 厘とします。

別紙 3 契約種別および電気料金

（下記要領での変更を実施）

シンフォニープラン S 従量電灯 A、シンフォニープラン S 従量電灯 B 及びシンフォニープラン S 低圧電力の廃止に伴い、これらのプランに関する記載をいずれも削除いたします。

## 四国電力送配電管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 総則 第3条 用語の定義 19項

#### （変更前）

#### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

#### （変更後）

#### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

### 附則第1項

#### （変更前）

本約款は、2021年10月1日から実施します。

#### （変更後）

本約款は、2023年1月1日から実施します。

### 別紙1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

#### （変更前）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

#### （変更後）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

## 四国電力送配電管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 別紙2 燃料費調整 1.燃料費調整額の算定 (2) 燃料費調整単価

#### (変更前)

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X および Y は別表に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回り、かつ、基準価格 Y 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が Y 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (Y - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

#### (変更後)

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格 (円)} - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

## 四国電力送配電管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 別紙2 燃料費調整 3. 燃料費調整額

（下線部を削除）

項目		値
係数	$\alpha$	0.2104
	$\beta$	0.0541
	$\gamma$	1.0588
燃料価格	X	26,000 円
	<u>Y</u>	<u>39,000 円</u>
基準単価（1キロワット時につき）（※1）		19 銭 6 厘（※2）

（※1）上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

（※2）最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、2 円 15 銭 4 厘とします。

### 別紙3 契約種別および電気料金

（下記要領での変更を実施）

シンフォニープラン S 従量電灯 A、シンフォニープラン S 従量電灯 B 及びシンフォニープラン S 低圧電力の廃止に伴い、これらのプランに関する記載をいずれも削除いたします。

## 九州電力送配電管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 総則 第3条 用語の定義 19項

#### （変更前）

#### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

#### （変更後）

#### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

### 附則第1項

#### （変更前）

本約款は、2021年10月1日から実施します。

#### （変更後）

本約款は、2023年1月1日から実施します。

### 別紙1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

#### （変更前）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

#### （変更後）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

## 九州電力送配電管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 別紙2 燃料費調整 1. 燃料費調整額の算定 (2) 燃料費調整単価

#### （変更前）

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X および Y は別表に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 1. (4) \text{の基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回り、かつ、基準価格 Y 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times 1. (4) \text{の基準単価} / 1,000$$

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が Y 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (Y - X \text{円}) \times 1. (4) \text{の基準単価} / 1,000$$

#### （変更後）

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 1. (4) \text{の基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格 (円)} - X \text{円}) \times 1. (4) \text{の基準単価} / 1,000$$

## 九州電力送配電管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 別紙2 燃料費調整 3. 燃料費調整額

（下線部を削除）

項目		値
係数	$\alpha$	0.0053
	$\beta$	0.1861
	$\gamma$	1.0757
燃料価格	X	27,400 円
	<u>Y</u>	<u>41,100 円</u>
基準単価（1 キロワット時につき）		13 銭 6 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

### 別紙3 契約種別および電気料金

（下記要領での変更を実施）

シンフォニープラン S 従量電灯 B、シンフォニープラン S 従量電灯 C 及びシンフォニープラン S 低圧電力の廃止に伴い、これらのプランに関する記載をいずれも削除いたします。